

制度改正のお知らせ

全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、国の制度改正により高額療養費の自己負担額等が一部変わります。

みなさんのご理解をお願いします。



▶ 問合せ 役場保険医療課

平成 30 年 8 月より

70 歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります。



高額療養費とは、医療費が高額になり、月内の自己負担額が一定額を超えると、超えた金額が国民健康保険や後期高齢者医療制度から支給される制度です。

変更点

- ・一般の人は外来の限度額が変わります
- ・現役並み所得者は入院・外来での区別がなくなり、限度額が 3 段階に変わります

●平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月まで実施

負担区分	個人(外来のみ)の限度額	世帯(外来+入院)の限度額
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円+ (医療費の総額- 267,000 円)×1% 【44,400 円】
一 般	14,000 円 年間上限額 144,000 円	57,600 円 【44,400 円】
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ		15,000 円

- ・【 】内は、過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降の限度額
- ・年間上限額は、29 年 8 月から 30 年 7 月までの累計額に対して適用



現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は、8 月から「限度額適用認定証」の申請ができます

●平成 30 年 8 月～ (平成 30 年 8 月改正)

負担区分	個人(外来のみ)の限度額	世帯(外来+入院)の限度額
現役並み所得者	Ⅲ. 課税所得 690 万円以上	252,600 円+ (医療費の総額- 842,000 円)×1% 【140,100 円】
	Ⅱ. 課税所得 380 万円以上	167,400 円+ (医療費の総額- 558,000 円)×1% 【93,000 円】
	Ⅰ. 課税所得 145 万円以上	80,100 円+ (医療費の総額- 267,000 円)×1% 【44,400 円】
一 般	18,000 円 年間上限額 144,000 円	57,600 円 【44,400 円】
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ		15,000 円

- ・【 】内は、過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降の限度額
- ・年間上限額は、8 月から翌年 7 月までの累計額に対して適用